

## 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する規程

(目的)

### 第1条

処遇改善手当、処遇改善一時金、特定処遇改善処遇改善手当、特定処遇改善一時金を「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の受給により支給する。当該加算が廃止もしくは受給できない場合は実施しない。

(1) 賃金改善は、基本給、資格手当、処遇改善手当、処遇改善一時金、特定処遇改善処遇改善手当、特定処遇改善一時金の給与項目により実施する。

(支給対象者)

第2条 法人の職員で、厚生労働省が定める福祉・介護職員処遇改善加算金（特定処遇改善加算）の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 加算の支給額は、加算制度による加算見込み額の範囲内において、明星会処遇改善加算配分方法を基準とし、法人（または理事長）が定める額とする。支給日は加算を取得した翌月または、3ヶ月毎または、6ヶ月毎とし、特別な事情のない限り、賃金支払い日に支給する。

支給額は、「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」から法定福利費分を除いた額を「総額予算」として支払う。

### 明星会処遇改善加算配分方法

処遇改善加算の配分は事業所ごとに取得した加算額に対し配置された従業員（処遇改善加算の規定する人員に対し）配分を行う。配分の際計算上10円未満の金額は切り上げとする。常勤職員を『1.0』とし人員配置における常勤換算法の割合により配分とする。配分割合の算定を行う場合、常勤換算上の小数点第2位以下は切り上げとする。

各事業所で取得した処遇  
改善(特定)加算

÷

各事業所における配置基準における  
常勤換算後の合計人数

=事業所における処遇改善基準額 (A)

A×常勤換算後の各個人の占める実績人員配置分

=支給額とする。

人員配置において兼務で配置されている場合、加算割合の大きい処遇改善のみの配分を行う。配分されるのは処遇改善加算または、特定処遇改善加算のどちらか一方である。

(特定処遇改善加算一時金)

#### 第4条

(1) 支給対象者は、1年以上の勤務、今後も継続して勤務する職員とする。

(2) 全職員をA・B・Cへのグループ分けを行い、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書に基づき一時金または、特定処遇改善処遇改善手当として支給する。

##### ①Aグループ【経験・技能のある障害福祉人材】

福祉・介護職員のうち介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理士のいずれかの資格を有する者で、勤続10年以上のもの。人員配置基準により配属されたサービス管理責任者。

##### ②Bグループ【他の障害福祉人材】

直接処遇職員のうち、Aに属さない職員

##### ③Cグループ【その他の職種】

AグループまたはBグループに属さない職員

(3) 支給額は、「特定処遇加算額」から法定福利費分を除いた額を「総額予算」とする。

(その他)

第5条 介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算）の計画書申請時期において、法人の財政状況の悪化により、特別な事情に係る届出を提出している場合は、第3条・第4条に関わらず、変更することがある。又この規程は、介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算）制度が終了すると同時に廃止するものとする。

令和4年4月1日より施行